

## 第3編 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

#### 1. 特措法で求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

指定公共機関5社は、①新型インフルエンザ等緊急事態における通信の確保、  
②新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的な取扱いに努めるため、各社のネットワーク監視業務、設備の故障修理及び回線開通等対応業務を実施する。

#### 2. 発生時の人員計画の立案

指定公共機関5社は以下について取組む。

##### 【未発生期～海外発生期】

- ① 新型インフルエンザ等対策業務に関係する組織の業務について、プライオリティ付け（サービス単位ではなく、業務・オペレーション単位でのプライオリティ付け）を行い、国内発生早期以降も必要な業務を特定し、業務継続必要最低人員を設定する。なお、必要な業務の特定にあたっては、グループ間で相互連携を図る。
- ② 新型インフルエンザ等対策業務継続のための感染予防物品及び資材を予め配備する。
- ③ 新型インフルエンザ等対策業務継続のための要員確保策を策定する。その際、欠勤者が出た場合に備えた代替要員の確保も検討する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策業務の特定にあたっては、事業の休止・縮小が財務に与える影響の事前予測を行う。
- ⑤ 利害関係者への周知及び広報活動について策定する。
- ⑥ 各施策の発令時点（トリガーポイント）を設定する。
- ⑦ 各業務の中断時点（ブレーキングポイント）及び回復時点（リカバリーポイント）を設定する。
- ⑧ 感染リスクを低下するための業務実施方法を検討する（例）時差出勤、在宅勤務の実施

##### 【国内発生早期以降（緊急事態宣言がされた場合）】

- ① 意思決定者は、発生状況に応じ、各施策を発令し、実行する。
- ② 新型インフルエンザ等対策業務以外の業務については、発生段階及び社員等の罹患状況に応じ、業務の中断を決定する。なお、業務の中断にあたっては、可能な限り、各社対策本部及び持株会社対策本部へ報告するとともに、事前に利害関係者へ周知を行う。
- ③ 中断した業務については、発生段階及び社員の回復状況等に鑑み、業務を再開する。なお、業務再開にあたっては、可能な限り、各社対策本部及び持株会社対策本部へ報告するとともに、事前に利害関係者へ周知を行う。

## 第2節 新型インフルエンザ等発生時の海外勤務者等への対応

### 【未発生期】

1. 「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」等を参考とし、発生国への海外出張の禁止、発生国における社員並びにその家族の国外退避等の要件を国毎に定める。
2. 感染予防策については、医療対応の質等の特殊性に鑑み、国別の感染予防策を実施する。

### 【海外発生期以降】

1. 発生国への海外出張の禁止、発生国における社員並びにその家族の国外退避を行う。
2. 事業継続の必要性は各社で判断する。

## 第3節 感染対策の検討・実施

指定公共機関5社は以下について取組む。

### 【未発生期～海外発生期】

1. 職場における感染対策を検討する。（例）「咳エチケット」の実施、症状のある社員の出勤停止、手指消毒の徹底等
2. 入館管理、対人距離確保策等の事業所内感染防止策を策定する。
3. 備蓄品の検討、備蓄の実施。

### 【国内発生早期以降】

1. 意思決定者は、発生状況に応じ、各施策を発令し、実行する。